

令和3年度（2021年度）

第1回熊本県公契約に関する条例検討委員会

日時：令和3年（2021年）8月26日（木）

午前10時～（2時間程度）

場所：熊本テルサ1階 テルサルーム

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 公契約条例のあらましと本県における検討について

資料	1
----	---
- (2) 熊本県公契約に関する条例の構成について

資料	2
----	---
- (3) 今後のスケジュールについて

資料	3
----	---

3 閉会

熊本県公契約に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 熊本県が締結する公契約に関する条例の制定に向けて、専門的な見地からの意見を求め、検討するために、熊本県公契約に関する条例検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公契約に関する条例の制定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、5人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 労働者団体の代表者

3 委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させ、意見を述べることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県出納局管理調達課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）6月25日から施行する。

熊本県公契約に関する条例検討委員会委員

氏名	職名
秋岡 廣宣	熊本県経営者協会 会長
井寺 美穂	熊本県立大学総合管理学部 准教授
土井 建	熊本県建設産業団体連合会 会長
友田 孝行	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
渡辺 絵美	弁護士